

飲食店及び飲食に関連する施設の皆様へ

10月1日より緊急事態宣言が解除され、東京都は10月24日までリバウンド防止措置の期間となります。当該期間においては、以下の要件を満たす飲食店及び飲食に関連する施設は自粛要請の内容が一部変更されます。(具体的な対象施設の種類等は下記「詳細リンク」をご参照ください。) ついては、是非、「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクトの徹底点検にご協力くださいますようお願いいたします。

(詳細リンク : <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1015636.html>)

1. 要件

都の「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクトにおける

「感染防止徹底点検済証」の交付を受けて、店頭に掲示していること。

飲食店等感染防止 徹底点検済



(感染防止徹底点検済証の例)

2. 上記要件を満たす店舗への要請内容

- ・ 5時から21時までの営業時間短縮
- ・ 同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内
- ・ 11時から20時までの間、酒類提供・持込を可とする。

3. 上記要件を満たさない店舗への要請内容

- ・ 5時から20時までの営業時間短縮
- ・ 酒類提供・持込の自粛

4. 飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している

店舗への要請内容

- ・カラオケ設備の利用自粛

5. 飲食を主として業とする店舗以外において、カラオケ設備の提

供を行う店舗への要請内容

- ・利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底

6. 上記2～5を含む飲食店及び飲食に関連する施設に共通の要請

・以下の取組の実施

①従業員に対する検査の勧奨 ②入場をする者の整理等 ③発熱等の症状のある者の入場の禁止 ④手指の消毒設備の設置 ⑤事業を行う場所の消毒 ⑥入場をする者に対するマスク着用周知 ⑦感染防止措置を実施しない者の入場禁止（既に入場している者の退場を含む）⑧施設の換気 ⑨会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）

・業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底

是非、徹底点検にご協力ください。

点検のお申し込みについて

「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクトにおける感染拡大防止徹底点検をご希望いただける三宅島・御蔵島の事業者の方は、以下までご連絡ください。

※点検を希望するにはコロナ対策リーダーの登録が必要です。

三宅支庁総務課 TEL：04994-2-1311

プロジェクト及び要請内容のお問い合わせについて

「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクト及び要請内容に関するお問い合わせ

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

TEL：03-5388-0567（9時から19時まで）

よくあるお問い合わせ

（東京都におけるリバウンド防止措置）<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1015639.html>

（徹底点検 TOKYO サポート）<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1013884.html>